備考
１・２　（略）
（削る）
３～６　（略）

附　則

（施行期日）
１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省国土交通省令第三号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第二項及び第七十条の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「氏　名　　印」を「氏　名　　」に改める。

第三号様式中「氏名　　印」を「氏名　　」に改める。

附　則

（施行期日）
１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第八十五号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二十九、第三十六条第二項、第五十四条の二第三項並びに第五十四条の三第一項及び第二項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

農林水産大臣　野上浩太郎

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金銭債権等と共済契約との誤認防止） **第二十五条**　（略） ２　（略） ３　第一項の組合は、その事務所において、同項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。	（金銭債権等と共済契約との誤認防止） **第二十五条**　（略） ２　（略） ３　第一項の組合は、その事務所において、同項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を利用者の目につきやすいように窓口に提示しなければならない。

備考
１・２　（略）
３　登録事業者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
４～７　（略）